

松江市総合防災センター整備業務委託 プロポーザル実施要領

令和 6 年 7 月

松江市防災部防災危機管理課

この要領は、松江市(以下「本市」という。)が実施する「松江市総合防災センター整備業務委託」のプロポーザル(以下「本件」という。)に係る手続き等について必要な事項を定める。

1 委託業務内容

(1) 業務名

松江市総合防災センター整備業務委託

(2) 目的

本業務は、松江市役所新庁舎(2期棟)の建築に伴い、災害対応を担う防災部の各執務室や会議室等を「総合防災センター」と位置づけ、災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策等を効果的かつ効率的に行うための映像音響設備、映像共有システムの導入及びインターネット環境を整備するものである。

本業務の整備に対し、広く企画提案を募集し当該業務の受託事業者を選定するために、公募型のプロポーザルを実施するものである。

(3) 業務内容

「松江市総合防災センター整備業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(4) 業務期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日とする。

(5) 稼働開始時期

総合防災センター機能の稼働時期は令和8年2月1日とする。

正式な稼働日については、契約締結後、協議のうえ決定するものとする。

(6) 提案上限額

提案上限額は、金88,300,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示すためのものであることに留意すること。

(7) 実施形式

プロポーザルの実施形式は、公募型プロポーザル方式とする。

2 参加する者に必要な資格

本件に参加する者は、以下の要件をすべて満たすこと。

(1) 松江市競争入札参加資格を有していること。

(2) 松江市による指名停止を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てをした者にあっては再生計画の認可がされていない者、または会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てを行った者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

(5) 本件と同種の業務実績を有する者であること。なお、同等業務と見なすのは、地方公共団体若しくは国と業務委託契約を締結している、または自らその業務を行っているものとする。また、共同企業体の場合は、構成員のいずれかの業者が上記の要件を満たすこと。なお、参加する者が上記実績を有しない場合、実施体制の中で業務実績のある法人が参加することで業務実績要件を満たしているものとみなす。その場合、提案書に記載する実施体制の中にその旨記載し、類似業務実績一覧(様式第3号)には業務実績を有する法人の実績を記載すること。

(6) 別紙仕様書で定める委託業務について、専門的技術者等十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有していること。また、本市の指示に柔軟に対応できること。

(7) 共同企業体にあっては、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (a)共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- (b)代表構成員は、上記(1)から(6)をすべて満たすこと。
- (c)構成員は上記(2)から(4)をすべて満たすこと。
- (d)構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。
- (e)構成員は、別途、単独で提案しないこと。
- (f)共同企業体を構成する者の間で、次の内容を規定した協定が締結されていること。
 - (ア)目的
 - (イ)企業体の名称
 - (ウ)構成員の住所及び名称
 - (エ)代表者の名称
 - (オ)代表者の権限
 - (カ)構成員の出資の割合
 - (キ)構成員の責任
 - (ク)取引金融機関
 - (ケ)決算
 - (コ)利益金の配当の割合
 - (サ)欠損金の負担の割合
 - (シ)業務履行中における構成員の脱退に対する措置
 - (ス)業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
 - (セ)解散後の契約不適合責任
 - (ソ)その他必要な事項

(8)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。

3 問い合わせ先等

〒690-8540 松江市末次町86

松江市防災部防災危機管理課

電話：0852-55-5174(直通)

FAX：0852-55-5617

E-mail：bousai-joho@city.matsue.lg.jp

4 スケジュール

本件に関するスケジュールは、次のとおりとする。なお、下記の表に記載する「プレゼンテーション開催日」以降の期日等に変更が生じた場合は、参加表明者に対して、あらためて期日等を通知する。

内容	期日等
手続き開始の公告	7月24日(水)
参加表明受付期限	8月5日(月)16時
参加資格確認結果通知	～8月9日(金)
質問書提出期限	8月5日(月)16時
質問書回答	～8月9日(金)
提案書受付期限	8月30日(金)16時
プレゼンテーション開催日	9月19日(木) 9月20日(金)※予備日
プロポーザル結果通知	～9月27日(金)

※表に記載する期日等に変更が生じた場合は、本件に参加する者に対してあらためて通知する。

5 参加申請等の手続き

(1) 提出書類

本件に参加する者は、以下の提出書類を提出し参加を表明すること。

(a) 単独企業の場合

- (ア) 参加表明書[単独企業用] (様式第1-1号)
- (イ) 企業概要 (様式第2号)
- (ウ) 類似業務実績一覧 (様式第3号)
- (エ) 事業実施体制 (様式第4号)
- (オ) 誓約書 (様式第7号)

(b) 共同企業体の場合

下記の(イ)及び(ウ)、(キ)は、全ての構成企業が提出すること。

- (ア) 参加表明書[共同企業体用] (様式第1-2号)
- (イ) 企業概要 (様式第2号)
- (ウ) 類似業務実績一覧 (様式第3号)
- (エ) 事業実施体制 (様式第4号)
- (オ) 共同企業体協定書[共同企業体用] (様式第5号)
- (カ) 委任状[共同企業体用] (様式第6号)
- (キ) 誓約書 (様式第7号)

(2) 提出期限及び提出方法

上記(1)で示す提出書類一式を令和6年8月5日(月)16時までに、「3 問い合わせ先等」の場所に提出すること。また、提出方法については、持参の場合、提出期限内の土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時から17時までに提出すること。郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は、提出期限までに必着とすること。なお、提出期限までに提出しない者は、本件のプロポーザルに参加することができないものとする。

(3) 参加申請等の手続きに関する質問及び回答

プロポーザル参加申請等の手続き(プロポーザル参加資格要件に関する事項を含む)に関する質問は、令和6年7月31日(水)16時までに、「3 問い合わせ先等」に示すE-mailにて随時受け付け、参加表明者ごとに個別に回答する。

(4) プロポーザル参加資格確認結果の通知

本市は、参加表明者が提出した各種書類に基づき審査を行い、プロポーザル参加の可否を決定し、令和6年8月9日(金)までに、プロポーザル参加資格確認結果通知書を電子ファイルにて、連絡先E-mailに送信して交付する。なお、参加表明者は、提出した各種書類に関して、本市より説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 参加資格の喪失

本件の参加表明者(共同企業体の構成企業も含む)が、参加資格確認結果通知書の交付後において下記のいずれかに該当する場合には、本件の参加資格を喪失するものとする。

- (a) 参加資格確認結果通知書に記載する、参加資格の有無が「無」であるとき
- (b) 「2 参加する者に必要な資格」で示す、資格要件を満たさなくなったとき
- (c) 上記(1)で示す提出書類一式に、虚偽の記載があったとき

(6) 参加の辞退

本件の参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届(様式第9号)」を書面で提出すること。

6 プロポーザル等の手続き

本件のプロポーザルに関する手続きは、下記のとおりとする。

6.1 提案書の提出

本件のプロポーザルに関する提案等の提出に関する手続きは、下記のとおりとする。

(1) 提出書類

- (a) 企画提案書(任意書式)(表紙は様式第10-1号及び様式第10-2号を使用すること)

(b) 提案価格書(様式第11号)

- (ア) 提案価格書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含む額を記載すること。
(イ) 当該業務に係る所要経費全てを含めて見積もることとし、提案価格の根拠となる見積書・内訳書(任意書式)を添付すること。

(2) 企画提案書の作成方法

(a) 記載内容

以下に示す項目の順番に従って記載すること。

項目	内容
(1) 表紙	・ 様式第10-1号及び様式第10-2号を利用すること。
(2) 企業概要	・ 提案者の企業概要を記載すること。なお、共同企業体の場合は、構成企業ごとに作成すること。 ・ 本支店又は営業所等の所在を記載すること。 ・ 同種業務の実績(国、県、市町村のものに限る)を記載すること。
(3) 実施体制	・ 本業務の実施に向けた提案者の実施体制を記載すること。 ・ 作業スケジュールについて、全体スケジュール及び作業項目別スケジュールについて記載すること。 ・ 導入体制・運用体制について記載すること。
(4) 機能説明	・ 提案する機器及びシステムの概要及び特徴を説明すること。 ・ 機器の基本要件と特徴 ・ 映像音響設備システム機器の概要及び特徴 ・ インターネット環境の概要 ・ 運用イメージ(災害時、平常時) ・ 運用保守要件 ・ 仕様書に記載のない追加機能等の提案があれば、下記事項を注意の上でその内容を記載すること。ただし、提案価格の範囲内で実現可能なものに限る。 ・ 追加提案の概要 ・ 追加提案の本業務への有効性 ・ 導入実績や活用状況

(b) 様式

- (ア) 表紙(様式第10-1号及び様式第10-2号)以外の様式は自由とする。

(c) 制限枚数等

- (ア) 用紙のサイズはA4縦とし、横書き、左綴じで両面印刷すること。なお、A4横でも差し支えないが、上綴じすること。
(イ) 表紙(様式第10-1号及び様式第10-2号)及び裏表紙を除き20頁以内とすること。
なお、文字サイズは11ポイント以上とし、書体などは問わない。
(ウ) A3版を差し込む場合、A4サイズに折りたたむこと。
(エ) A3版は当該ページをA4版2ページ相当分として数えること。

(d) 留意事項

- (ア) 企画提案書は、1者1提案とする。
(イ) 企画提案書提出後の提出書類の再提出及び差し替えは認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。

(e) 提出部数

紙媒体2部(正本1部、副本1部)及び電子ファイルを格納したCD-R 1枚

(3) 価格提案書・見積書・内訳書の作成方法

- (ア) 価格提案書の根拠資料として見積書及びその内訳書を提出すること。(任意様式)

- (b) 見積書は、価格提案書記載の松江市総合防災センター整備業務に加え、令和7年度の運用及び保守にかかる費用、令和8年度以降の運用及び保守にかかる費用にそれぞれ分けて見積書を作成し、詳細等の金額内訳を添付すること。
- (c) 提案価格書・見積書・内訳書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含む額を記載すること。
- (d) 提案価格書・見積書・内訳書に記載する金額は、日本国通貨による表示とすること。
- (e) 提案価格書・見積書・内訳書は、ペン又はボールペン（えんぴつは不可）、ワープロ（windows office word 等）を使用すること。
- (f) 参加表明者又はその代理人は、見積書及び内訳書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、提案金額の訂正は認めない。
- (g) 参加表明者又はその代理人は、その提出した見積書及び内訳書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(4) 提出期限及び提出方法

本件の参加表明者は、令和6年8月30日(金)16時までに、「6. 1(1)提出書類」に示す書類等一式を「3 問い合わせ先等」の場所に持参又は郵便により提出すること。持参の場合は、提出期限内の土曜日、日曜日及び祝祭日を除く平日9時から16時までに提出すること。郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、提出期限までに必着すること。

6.2 プロポーザルに関する留意事項

- (1) 参加表明者又はその代理人は、仕様書及び規則など、本件のプロポーザルに関する資料を熟読のうえ、プロポーザルに参加すること。
- (2) 参加表明者又はその代理人は、本市規定の提案価格書を使用すること。

6.3 質問及び回答

本件のプロポーザルに関する質問及び回答に関する手続きは、下記のとおりとする。

(1) 質問方法

「5 参加申請等の手続き」に示す参加申請等の手続きを行った者のうち、プロポーザル等の手続き（仕様書などの資料に関する事項を含む）に関する質問がある場合は、令和6年8月5日(月)16時までに、「質問書（様式第8号）」の電子ファイルを「3 問い合わせ先等」に示すE-mailに送信して提出すること。なお、共同企業体の場合は、代表企業からのみ受け付ける。

(2) 回答方法

回答は、一覧表形式で作成し、令和6年8月9日(金)までに、「5(4) プロポーザル参加資格確認結果の通知」で示す、参加資格確認結果通知書により参加資格を認められた者全員の連絡先E-mailに送信して回答する。

7 提案書の評価

本件に関する提案書の評価に関する手続きは、下記のとおりとする。

(1) 提案書の評価

「6 プロポーザル等の手続き」に示す提案書の提出期限後、審査委員会において、提案書を「9 優先交渉権者の決定」に記載の方法で評価する。

(2) 審査委員等

審査委員会の委員は、次の者をもって充て、事務局は、防災危機管理課職員が務める。また、その他、審査委員会の設置に関する必要な事項は、「松江市総合防災センター整備業務委託プロポーザル審査委員会設置要領」で別途定める。

- ・松江市防災部長
- ・松江市防災部防災危機管理課長
- ・松江市防災部原子力安全対策課長
- ・松江市政策部デジタル戦略課長
- ・松江市財政部新庁舎整備課長

・松江市市民部市民生活相談課長

(3) 審査委員会の公開

審査委員会による評価は、非公開により行う。

(4) 審査項目及び配点

審査項目及び配点は「9 優先交渉権者の決定」に記載のとおりとする。

8 プレゼンテーション・ヒアリング

本件に関する提案書の内容に関するプレゼンテーションは、下記のとおりとする。

(1) 目的

審査委員会において、提案書の記載内容の詳細や不明点を把握するため、参加表明者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(2) 順番

当日抽選により決定する。

(3) 日時

令和6年9月19日(木)(予備日:令和6年9月20日(金))において、本市が指定する時間帯に実施する。なお、詳細は、令和6年9月2日(月)以降に通知する。

(4) 場所

本市の指定する場所。なお、詳細は、令和6年9月2日(月)以降に通知する。

(5) 参加人数

単独企業か共同企業体かを問わず、5人以内とする。

(6) 時間

1提案者あたり40分(準備5分、プレゼンテーション25分、質疑応答10分程度を目安)とする。なお、詳細については、別途通知する。

(7) 発表者

プレゼンテーションは、本業務の従事予定者のうち、プロジェクトリーダー(現場の業務の実施・遂行に責任を持つ者)が行うこと。なお、補足説明などはプレゼンテーションに参加する者が行っても良い。

(8) その他

(a) モニターは本市において準備するが、それ以外に必要な機材は提案者が準備すること。

(b) プrezentationは対面で行うこととし、WEB参加は認めない。

(c) 機材の不具合・故障等によるプレゼンテーション時間の延長及び説明のやり直しは認めない。

(d) プrezentationは非公開により行う。

9 優先交渉権者の決定

「8 プrezentation・ヒアリング」に示すプレゼンテーション及びヒアリングの終了後、審査委員会を開催し、以下の方法により優先交渉権者を決定する。

(1) 企画提案書の評価

提案内容について、「(別紙) 松江市総合防災センター整備業務提案内容評価表」(以下「提案内容評価表」という。)に基づき評価し、提案内容に対する点数(以下「企画点」という。)を与える。

(2) 優先交渉権者の決定

企画点と、提案価格を評価する価格点、保守の内容を評価する保守点の合計点(以下「総合評価点」という。)がもっとも高い提案をした者を優先交渉権者とし、以降次点のものから順に次点交渉権者とする。

なお、評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の各委員の合議により決定するものとする。

また、提案者が1者の場合は、その提案者が受託候補者として適しているか否かを審

査委員会で審議する。

(3) 得点配分

企画点の配点を 85 点、価格点の配点を 5 点、保守点 10 点とする。

(4) 結果の通知等

プロポーザル結果については、優先交渉権者の決定後速やかに、連絡先 E-mail に送信して通知する。

(5) その他

優先交渉権者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、決定を取り消すものとする。

1 0 提案の無効

次の各号に該当する提案は、これを無効とする。

(1) 本件の公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした提案又は代理権のない者がした提案

(2) 提出書類に虚偽の記載をした者又は委託事業者選定実施要領等に示す事項に違反する記載をした者が行った提案

(3) 本件の公告等において示した提案書の提出期限までに到着しなかった提案

(4) 提案者から提出された書類の記載事項の中で金額の訂正や提案者の氏名、その他主要な事項が識別しがたい提案

(5) 本件に係る提案者が 2 以上の提案（本人及びその代理人がした提案を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の提案

(6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する不正の行為によった提案

(7) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる提案

(8) その他、本件に関する条件に違反した提案

1 1 プロポーザルに関するその他留意事項

(1) 本件に係るプロポーザル等の手続き並びに契約手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

(2) 参加表明者又はその代理人は、本件について他の参加表明者の代理人となることができない。

(3) 不正の提案が行われる恐れがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、本件を中止、又は期日を延期することがある。

(4) 談合情報等により、公正な提案が行われない恐れがあると認められるときは、抽選により提案者を決定するなどの場合がある。

1 2 契約保証金

免除する。

1 3 契約の締結

(1) 契約手続き及び契約書は、松江市財務規則（平成 17 年松江市規則第 47 号）の定めるところによる。本市は、優先交渉権者と契約書に関する協議を行った後に、当該契約の締結に関する手続きを行う。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 4 プロポーザル参加等に要する費用

本件のプロポーザルに関する、参加表明者がプロポーザル参加等のために要する費用は、参加表明者の負担とする。